

京都市立芸術大学美術学部長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年3月28日一部改正)

(令和3年10月20日一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学美術学部長（以下「学部長」という。）の選考は、この規程の定めるところにより美術学部教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(学部長となりうる者)

第2条 学部長となりうる者は、教授会の構成員とする。ただし、美術研究科長に引き続き学部長となることはできない。

(学部長の任期)

第3条 学部長の任期は、その就任の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、次条第1項第2号から第4号に定める場合の補欠として選出された学部長（以下「補欠の学部長」という。）の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

2 学部長の在任期間は、引き続き4年を、通算して6年を超えることはできない。

3 前項において、補欠の学部長の在任期間は、第1項ただし書に定める前任者の残任期間に関わらず、2年とみなすものとする。

(学部長選考の場合及び時期)

第4条 学部長の選考は、次の場合これを行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき
- (2) 学部長が任期満了に先立って定年退職するとき
- (3) 学部長が任期満了に先立ってその任を退いたとき
- (4) 学部長が欠員になったとき

2 前項第1号及び第2号の場合においては、任期満了又は定年退職の15日前までに学部長選考を終了しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の場合においては、ただちに教授会の互選により学部長職務代理者を定めなければならない。

4 学部長職務代理者は、就任の日から1ヶ月以内に学部長選考の手続きを開始しなければ

ばならない。

第2章 学部長選考の方法

第1節 通則

(選考の順序、期間及び定数)

第5条 学部長の選考は、第1次選挙、除斥投票及び第2次選挙の順によりこれを行う。

2 学部長の選考は、第1次選挙公示の日から30日以内に終了するものとする。

3 第1次選挙及び第2次選挙は、選挙権者の3分の2以上の投票がなければならない。

4 投票が定数に達しないときは、7日以内にあらためて選挙を行う。

(資格の認定と不在・代理投票)

第6条 学部長選考における被選挙権、選挙権及び投票権の資格の認定は、すべて第1次選挙公示の日を基準としてこれを行う。ただし、選挙の日において要件を満たさない者は、その資格を失う。

2 不在者投票及び代理投票は、認めない。

第2節 第1次選挙

(選挙権及び被選挙権)

第7条 第1次選挙は、第2条に規定された者について、教授会の構成員がこれを行う。

(選挙の方法)

第8条 第1次選挙は、2名連記、無記名投票によりこれを行い、上位3名までを学部長候補者とする。ただし、末位に得票同数者のあるときは、学部長候補者に加える。

(学部長候補者の発表)

第9条 学部長候補者について、その氏名を50音順により、第2次選挙権者に周知させなければならない。ただし、第1次選挙の得票数及び順位は公表しない。

第3節 除斥投票

(除斥投票の意義)

第10条 除斥投票は、学部長候補者について、学部職員及び学生の総意を徴するためにこれを行う。

(除斥投票権及び方法)

第 11 条 本学部職員及び3ヶ月以上在学する本学部学生は、学部長候補者について除斥の意思を無記名投票により表明することができる。

2 学部長候補者のうち、除斥票が前項の投票権者の3分の2に達した者を候補者から除外する。

第4節 第2次選挙

(選挙権及び被選挙権)

第 12 条 第2次選挙は、前条の規定により除斥されなかった学部長候補者について、教授会の構成員がこれを行う。

(当選者)

第 13 条 第2次選挙は単記無記名投票によりこれを行い、投票総数の過半数を得票した者を当選者とする。最高得票数が過半数に達しない場合は、上位2名について再投票を行う。

第3章 学部長予定者の報告及び任命

(学部長予定者の報告及び任命)

第 14 条 学部長又は学部長職務代理者は、前条によって決定した当選者を学部長予定者として理事長に報告するとともに、所定の掲示場に公示する。

2 理事長は前項の報告を踏まえ、学部長を任命する。

第4章 学部長選考の管理

(選挙管理委員会及び構成)

第 15 条 学部長選考の管理を行うため学部長選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設ける。

2 管理委員会は、教授会構成員の互選によって選出された委員7名をもって構成する。

3 管理委員会は、委員の互選によって正副委員長を定める。

4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

5 管理委員会は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半

数で決定する。

- 6 管理委員が学部長候補者になったときは、この者を委員会から除外し欠員を補充する。
(管理委員会の職務)

第 16 条 管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 第 1 次選挙、除斥投票及び第 2 次選挙の日時若しくは期間並びに投票の場所及び方法を決定し、これを公示するとともに、選挙権者に文書をもって通知すること
- (2) 被選挙権者を確認し、これを公示するとともに、選挙権者に文書をもって通知すること
- (3) 選挙権者名簿及び除斥投票権者名簿を作成し、これを関係者の縦覧に供し、異議申立について決定すること
- (4) 投票及び開票を管理し、投票効力の判定を行うこと
- (5) 第 9 条に定める候補者の周知を行うこと
- (6) 除斥投票の学生立会人を定めること
- (7) 除斥投票の結果を関係者の縦覧に供すること
- (8) 当選者を確認し、教授会に報告すること
- (9) その他学部長選考に関する一切の業務を行うこと

- 2 前項の職務に伴う事務の処理は、教務学生課がこれを行う。

第 5 章 規程の運用及び改正

(規程の疑義)

- 第 17 条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、教授会がこれを決定する。

(規程の改正)

- 第 18 条 この規程を改正するための手続は、教授会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に学部長である者の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和３年１０月２０日から施行する。
- 2 この規程の施行日において学部長である者は、改正後の規程により選考したものとみなす。